

住居確保給付金について

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失する恐れのある方等に対して、家賃相当分を支給する制度です。

支給額：下記の額を上限として、収入に応じて調整された額を支給

単身世帯：34,600円 2人世帯：37,000円 3人世帯：40,000円

4人世帯：43,000円 5人世帯：45,000円

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により延長及び再延長が可能）

支給方法：大家、不動産仲介業者等へ代理納付

【支給要件】

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居喪失のおそれがある方。
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内である。
又はやむを得ない休業等により収入が減少し、離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあり、住居を喪失又は住居喪失のおそれがある。
- ③ 離職前に、主たる生計維持者であった。（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、次の表の金額以下である。（収入には、公的給付を含む。）

世帯人数	基準額	家賃額（上限額）	収入基準額
1人	78,000円	34,600円	112,600円
2人	115,000円	37,000円	152,000円
3人	140,000円	40,000円	180,000円
4人	175,000円	43,000円	218,000円
5人	209,000円	45,000円	254,000円

- ⑤ 申請日において、申請者および申請者と同居親族の預貯金の合計額が、基準額×6（ただし、100万円が上限）以下である。
- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動等又は自立に向けた活動を行うこと。
- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない。

相談・申請窓口

ひた生活支援相談センター（日田市役所1階）

月～金曜日（8:30～17:00）※祝日・年末年始を除く

TEL 0973-22-5299

FAX 0973-28-5136